

警察活動の支え

第1節 警察活動の基盤

第2節 国民の期待と信頼に応えるための
警察運営

第3節 警戒の空白を生じさせないための
組織運営

第4節 國際的な協力関係の構築

第7章
CHAPTER 7



1 警察の体制

(1) 定員

警察庁や都道府県警察の職員は、警察官、皇宮護衛官及び一般職員で構成されている。

図表7-1 警察職員の定員（令和7年（2025年）度）

区分	警察庁				都道府県警察				合計	
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員（人）	2,389	897	4,842	8,128	635	259,787	260,422	28,504	288,926	297,054

注1：数値は、令和7年4月1日現在

2：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については条例で定める定員である。

(2) 警察力強化のための取組

社会情勢の変容に伴って複雑化する治安課題に的確に対処するため、多彩な能力や豊富な知見を有する人材を確保・育成するとともに、こうした人材が活躍することができる環境の整備を行うことが必要である。

このため、警察では、警察力強化のために次のような取組を強力に推進している。

(1) 優秀な人材の確保と育成

警察では、能力と適性を有する優秀な人材を確保するため、合同企業説明会への参加や民間就職サイトを通じた情報提供を行っているほか、高度な専門性を有する人材を確保するため、中途採用等を推進している。警察庁では、警察官という職業の魅力や働きやすい職場環境をアピールするため、全国警察合同WEBセミナーの開催、警察庁ウェブサイトやSNSを活用した情報発信等を行い、都道府県警察の採用募集活動を支援している。

また、職員の有する専門性に応じ、高度な技術が必要な業務に従事させるなどして更なる技術の向上等を図っているほか、実務経験が豊富で卓越した専門的技能・知識を有する職員による指導・助言を体系的に行うなどして、他の警察職員の専門的技能等の向上を図っている。

(2) 多彩な人材が活躍することができる環境の整備

警察では、多彩な人材が、その置かれている生活環境等にかかわらず、能力や知見を十分に発揮することができるよう、超過勤務の縮減、休暇取得の促進のほか、男性職員の育児への参加促進といった仕事と私生活の両立支援等を図り、ワークライフバランスの向上に努めるなど、働きやすい職場環境の整備を推進している。



全国警察合同WEBセミナーの広報ポスター

(3) 女性警察官の採用・登用の拡大

警察では、女性警察官の採用に積極的に取り組んでいる。女性警察官数は年々増加しており、令和6年度には1,852人（新規採用者総数に占める比率は24.8%）の女性警察官が採用された。

女性警察官の幹部への登用も進んでおり、都道府県警察で採用され警部以上の階級にある女性警察官は、令和7年4月1日現在912人に上るほか、警察署長や警察本部の課長等にも登用されている。

また、警察庁及び都道府県警察では、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画をそれぞれ策定し^(注)、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することができるよう様々な取組を推進している。

(4) 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

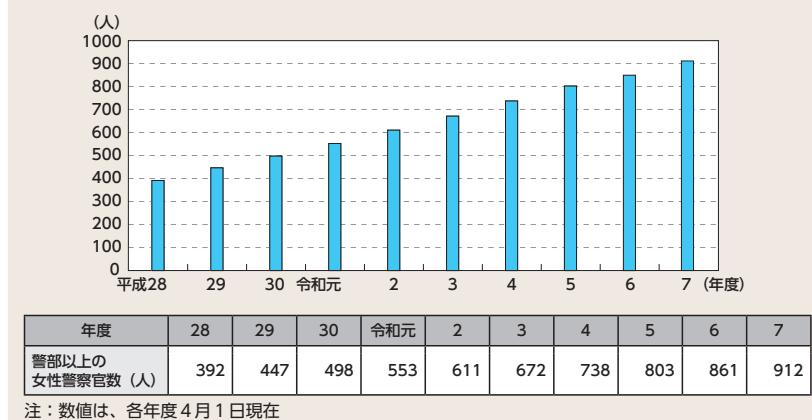
① 警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、採用時及び昇任時の教育訓練のほか、特定の業務分野に関する高度な専門知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っている。また、効率的かつ効果的に教育訓練を実施する観点から、オンライン形式による教育訓練も行っている。

図表7-2 都道府県警察の女性警察官数及び地方警察官に占める女性警察官の割合の推移(平成28年度(2016年)～令和7年度)



図表7-3 都道府県警察で採用された女性警察官のうち警部以上の人数の推移(平成28年度～令和7年度)



注：警察庁においては、「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」を策定している。
<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/20231001wlb.pdf>



② 職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員の能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、職務執行の際に求められる高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。

③ 実戦的な術科訓練の推進

凶悪犯罪に的確に対処することができる精強な執行力を確保するため、逮捕術、拳銃、柔道、剣道等の術科訓練を実施している。特に、凶器等を所持した犯人等と対峙する場面において、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するために必要な判断能力及び対処技能の修得・向上を図る総合対処法訓練や、映像射撃シミュレーター^(注)による拳銃訓練といった、より実戦に即した訓練を推進している。



実戦的な訓練

(5) 警察職員の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷をする場合がある。

警察では、殉職・受傷した警察職員又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、特記すべき職務執行に対しては、警察庁長官による表彰を行っている。

注：スクリーンに投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

2 警察の予算と装備

(1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。

令和6年度警察庁予算では、サイバー空間の脅威への対処、テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処に要する経費等を、補正予算では、防災・減災、国土強靭化に向けた警察の対処能力の強化に要する経費等を、それぞれ措置した。

令和6年度の国民一人当たりの警察予算は約3万2,000円であった。

① 警察庁予算^(注1)

令和6年度当初予算（一般会計）

- ・総額 2,624億6,600万円
- ・前年度比 67億2,700万円（2.5%）減
- ・国の基礎的財政収支対象経費^(注2)総額の0.3%

サイバー空間の脅威への対処、テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処に要する経費等を措置

令和6年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）

- ・総額 3億1,600万円

令和6年度補正予算

- ・補正予算（第1号）総額 411億4,400万円

防災・減災、国土強靭化に向けた警察の対処能力の強化、国民生活の安全・安心のための各種対策の推進に要する経費等を措置

② 都道府県警察予算^(注3)

- ・総額 3兆6,043億5,300万円
- ・前年度比 1,735億2,600万円（5.1%）増
- ・全都道府県の一般会計予算総額の5.8%

(2) 警察の装備

① 車両の整備

警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約3万9,200台整備されているところ、令和6年度から、緊急走行とそれ以外の活動との違いを視覚により判別可能な、聴覚障害者に配慮した新型警光灯^(注4)を搭載した車両の運用を開始した。

② 装備品の整備

令和6年度は、テロ対策の推進、現場執行力の強化、銃器対策の推進等を重点として、各種装備品を整備した。

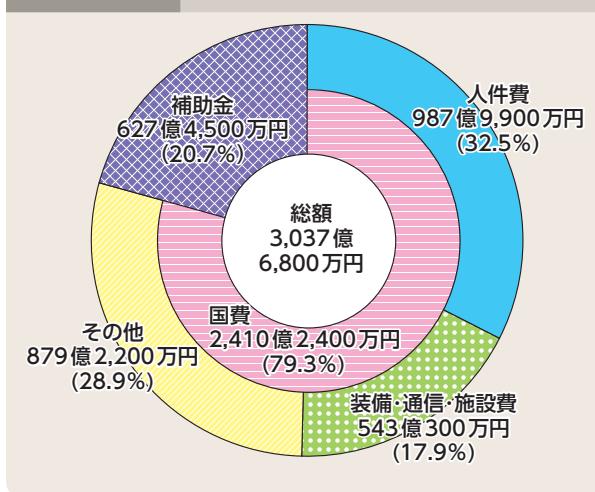
注1：情報システム予算としてデジタル庁に一括計上されたもの（令和6年度当初予算は303億1,500万円、補正予算は55億7,200万円）を含み、交付税及び譲与税配付金特別会計繰入れのための経費484億9,300万円を除いたもの

2：一般会計の歳出から国債費の一部を除いたもの

3：各都道府県が、犯罪情勢・財政事情等を勘案して編成

4：YouTube警察庁公式チャンネル「【警察庁】新型警光灯の導入 2」
(<https://www.youtube.com/watch?v=SnyirXs4gyQ>)

図表7-4

警察庁予算
(令和6年度最終補正後)

図表7-5

都道府県警察予算
(令和6年度最終補正後)

新型警光灯を搭載したパトカー



3 管区警察局の活動

(1) 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として6つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。

各般の警察行政事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行うこととしている。

(2) 管区警察局の主な業務

① 府県警察に対する監察

管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として、各管区警察局に総務監察部^(注1)を設置することにより強化されている。総務監察部門が管区内の府県警察に対する監察を実施することで、警察事務の能率的運営と規律の保持に努めている。

② 府県の枠を超えた広域調整や災害対応

広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締り等の実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

また、一府県警察のみでは対処が困難な大規模災害の発生時には、被災状況等に関する情報の収集・分析に当たるとともに、警察災害派遣隊の派遣等に関する調整を行うことで、国としての危機管理機能を発揮している。

③ 情報通信における全国警察の連携の確保や府県警察への技術支援

管区警察局情報通信部では、府県情報通信部と連携して、警察庁や都道府県警察を結ぶネットワークの整備、管理等を行い、全国警察の有機的連携の確保に努めている。

また、府県警察の行う捜索・差押え等の現場に臨場し、記録媒体内の電磁的記録の損壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術支援を行っている。

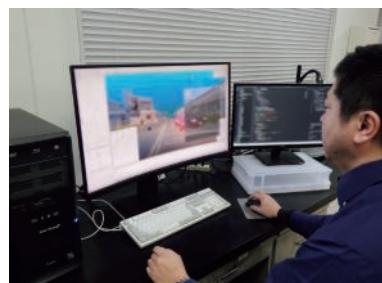
④ 府県警察職員を対象とした教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門的教育等を実施している。

CASE

関東管区警察局では、令和6年11月、大阪府警察から広域技能指導官^(注2)等を講師として招き、同府警が開発した、交通事故事件捜査において3Dレーザースキャナ^(注3)を活用して仮想空間上で現場見分を行う手法について講義等を実施する「コンピュータビジュレーション解析実践塾」を開催した。

実践塾には、関東管区内の各県警察から交通鑑識に携わる警察職員等が参加し、緻密で科学的な交通事故事件捜査についての知見を深めた。



仮想空間上における現場見分（模擬）

注1：東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局は総務監察・広域調整部を設置している。

2：85頁参照（第2章）

3：186頁参照（第5章）

4 警察の情報通信

(1) 警察活動を支える警察情報通信

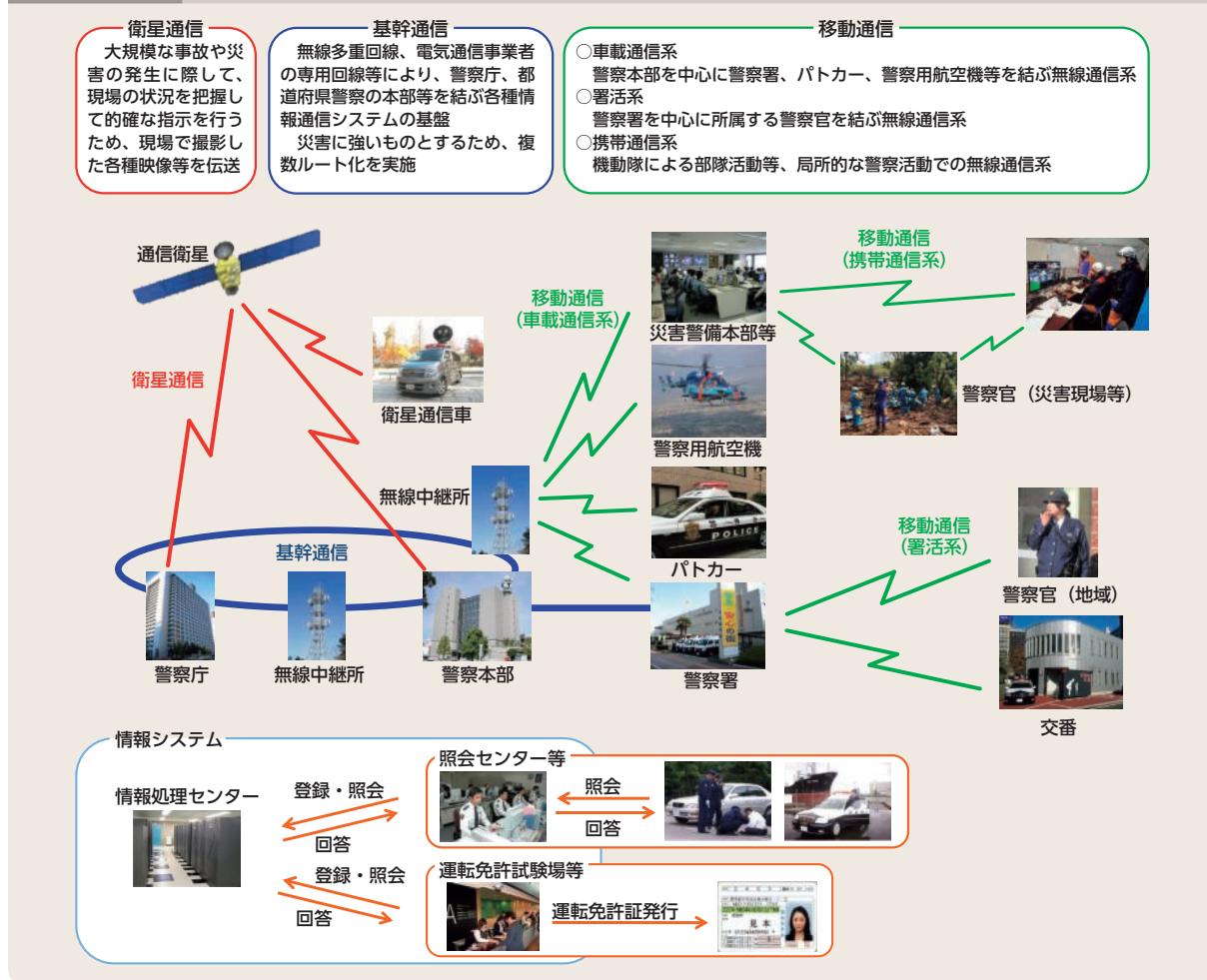
警察では、事件、事故、災害が、いつどこでどのように発生しても的確に対応するため、様々な情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、その高度化のための取組を推進している。

具体的には、独自に整備・維持管理している無線多重回線や、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等で構成される全国的な通信ネットワークによって、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結びつつ、車載通信系^(注1)、署活系^(注2)、携帯通信系^(注3)といった移動通信システムを構築することで、警察活動に不可欠な情報の迅速かつ確実な伝達を実現している。

また、指名手配被疑者、盗難車両等に関する情報を警察庁に一元的に登録することによって第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許に関する情報を全国一元管理することによって適切な行政処分を実施したりするための情報システムを全国に構築することで、第一線の警察活動を支えるとともに、迅速な警察行政の実現に貢献している。さらに、現在、警察庁では、警察共通基盤^(注4)を整備して従来のシステムを集約・統合するなどし、警察における情報システム全体の合理化・高度化に取り組んでいる。

こうした警察情報通信の円滑な運営を図るため、国の機関である全国の情報通信部に、情報通信に関する専門的な技術を有した職員を配置している。

図表7-7 警察活動を支える警察情報通信



注1：警察本部を中心に警察署、パトカー、警察用航空機等を結ぶ無線通信系

2：警察署を中心に所属する警察官を結ぶ無線通信系

3：機動隊による部隊活動等、局所的な警察活動での無線通信系

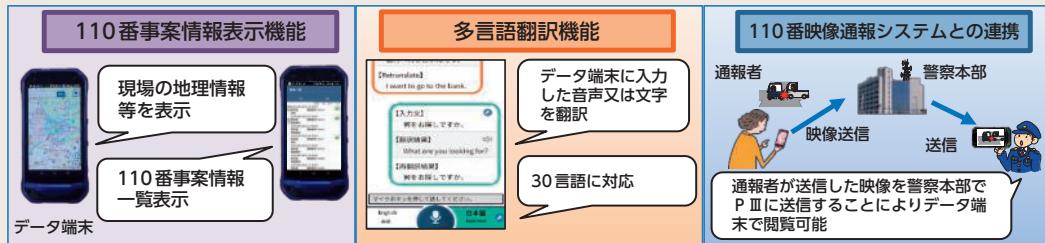
4：227頁参照

memo

高度警察情報通信基盤システム（P III）の現場での活用状況

平成31年4月から全国警察で運用を開始したP III（ポリストリップルアイ）^(注1)は、画像収集機能や多言語翻訳機能を有している。そのほか、同システム内のスマートフォンやタブレット端末とIPR形警察移動無線通信システム^(注2)の無線機をペアリングすることにより、通常では警察無線が届かない地域等での無線通話が可能となり、様々な警察活動で活用されている。

図表7-8 P IIIの現場での活用状況



（2）機動警察通信隊の活動

全国の情報通信部に設置されている機動警察通信隊では、事件、事故、災害、警衛・警護や雑踏警備、犯罪の捜査等に際し、現場の警察活動の基盤となる通信を確保するための様々な活動を行っている。

令和6年度は、「令和6年9月20日からの大雨」の発生時等に出動し、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡等が円滑に行われるよう、警察通信施設の機能維持活動^(注3)や無線の不感地帯対策^(注4)、現場映像の撮影・伝送等の情報通信対策を講じた。



「令和6年9月20日からの大雨」における警察部隊の活動状況の撮影・伝送（石川県）

（3）情報管理の徹底

警察では、機密情報を取り扱うことから、警察庁において、警察情報セキュリティポリシー^(注5)の策定・改正等を通じ、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を進め、厳格な情報管理の徹底に努めている。

具体的には、警察内部ネットワークと外部ネットワークの分離、外部記録媒体の利用制限等をはじめ、情報流出等を防ぐための技術的環境を整備するとともに、警察職員の情報の取扱いに係る規範意識の向上のための取組を推進している。

また、警察庁及び全都道府県警察にCSIRT^(注6)を設置し、情報セキュリティインシデント^(注7)の発生時における情報集約・分析や被害拡大防止等に万全を期している。

さらに、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査を継続的に実施している。

注1：Police Integrated Info-communication Infrastructureの略

2：26頁参照（トピックスⅠ）

3：停電の発生に際して、非常用発電機の活用により無線中継所（警察の無線通信を中継する設備等により構成される施設。広い地域にサービスを提供するため、山上等に設置されている。）の電力を確保するとともに、非常用発電機の燃料を搬送し給油を続けるなどの活動

4：臨時の無線中継所の設置・運用を行い、警察無線が届かない地域等での無線通話を可能にすること

5：警察情報セキュリティに関する規範の体系

6：Computer Security Incident Response Team の略

7：不正プログラム感染事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

5 | 警察活動の高度化・合理化

技術革新や少子高齢化等の進展が社会に大きな変革をもたらしている中で、警察は、これに適応し、新たに生じ、又は変化する脅威に的確に対応していく必要がある。また、デジタル化施策の推進等を通じ、国民の利便性向上や負担軽減を図っていくことが求められている。

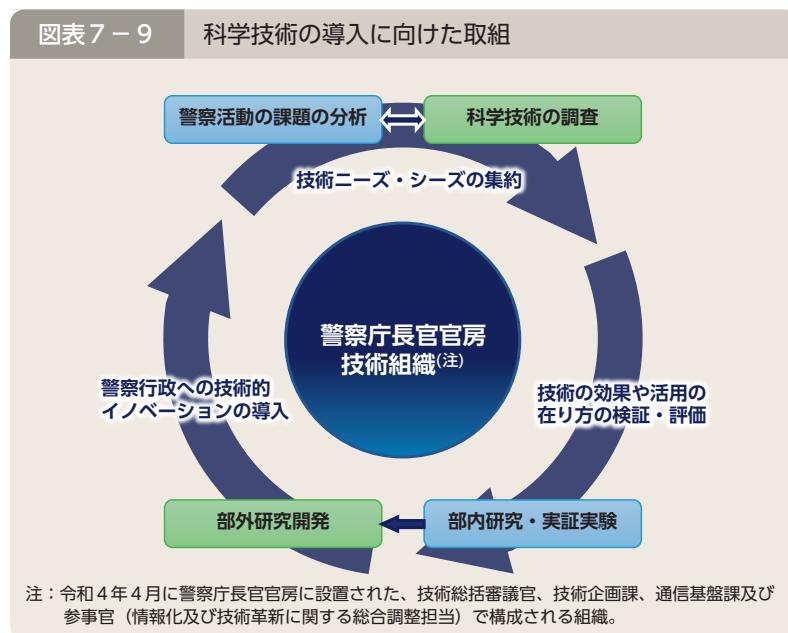
このような状況の中、警察では、警察活動への先端技術等の導入や、警察が所管する行政手続のオンライン化等を強力に推進し、警察活動の高度化・合理化を図っている。

(1) 先端技術等の活用による警察力の強化に向けた取組

警察活動に科学技術を導入するに当たっては、全国の警察活動における技術ニーズを的確に把握するとともに、幅広い技術シーズの動向や研究開発状況等に関する情報を集約する必要がある。社会経済情勢の変化に伴う都道府県警察の技術ニーズの変化を捉えるため、警察庁では、全国的な調査分析を継続的に実施している。また、科学技術そのものも、世界各国における研究開発を通じて日進月歩で発展していることから、警察庁では、国内外の企業、学術研究機関、法執行機関等から、警察活動に導入し得る技術シーズに関する情報を幅広く集約している。

さらに、警察活動の現場に先端技術を安全かつ適切に導入するためには、あらかじめその課題や効果を的確に把握する必要があることから、警察庁では、先端技術の導入を検討するに当たって事前に実証実験を実施するなど、当該先端技術の導入による効果やその活用の在り方について検証・評価を行っている。

また、警察庁では、少子高齢化等により限られた人的・財政的資源の下で最大限の効果を上げることができるよう、こうした取組を通じ、AIや小型無人機といった先端技術等の積極的な活用による警察力の強化を図っている^(注)。



(2) 警察における情報システムの合理化・高度化に向けた取組

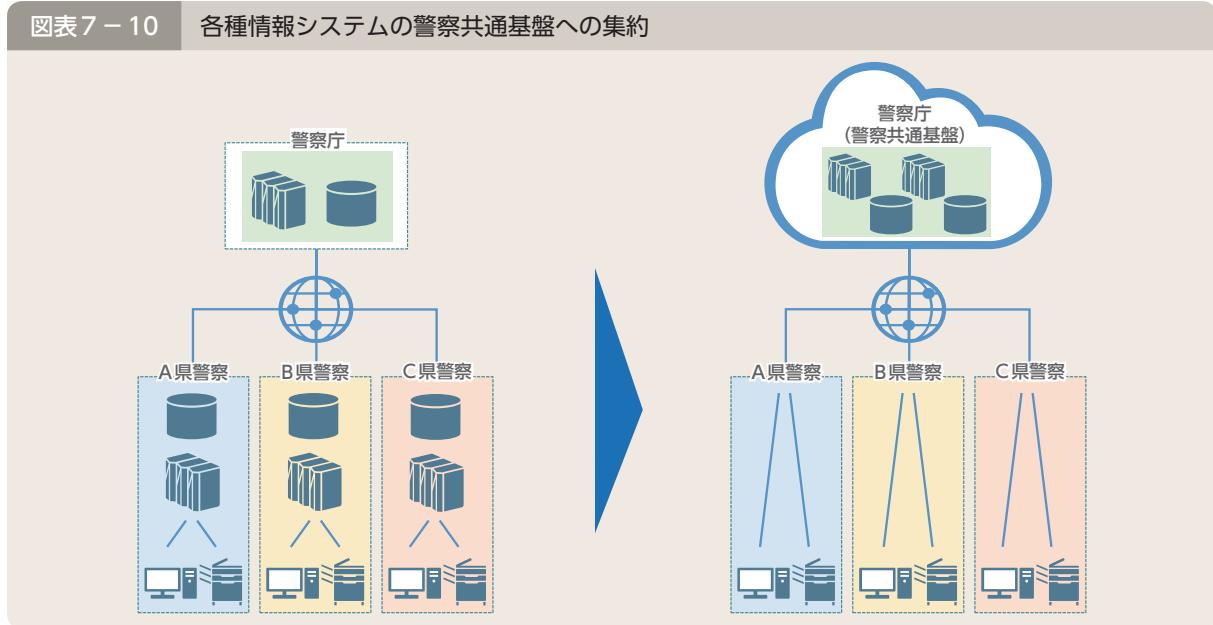
警察では、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除、取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るため、現場の警察活動や警察行政を支える情報システムについて、その利用に係る業務プロセスの全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化・集約化を図るなど、情報システムの合理化・高度化に向けた取組を推進している。

警察庁では、平成30年度以降、警察庁及び各都道府県警察の従来のシステムを集約・統合しつつ、個々のシステム同士の連携を容易にするなどの構想を実現するため、警察における情報システムの在り方について検討を進め、令和3年4月、警察共通基盤の運用を開始した。

注：具体的な取組については、30頁参照（トピックスⅡ）

令和5年3月には遺失物管理システム^(注1)が、一部の都道府県警察において警察共通基盤上での運用を開始しており、また、令和6年4月には指名手配被疑者、盗難車両等に関する情報を管理するシステムが、警察共通基盤上での運用を開始した。さらに、令和5年1月から都道府県警察ごとに段階的に警察共通基盤上での運用を開始してきた運転者管理システム^(注2)は、令和7年1月に警察共通基盤への集約が完了した。その他のシステムについても警察共通基盤上での運用に向けて検討を進めている。

図表7－10 各種情報システムの警察共通基盤への集約



(3) 警察行政手続のデジタル化に向けた取組

警察が所管する行政手続について、利用者中心の行政サービスを実現するため、一層の国民の利便性向上や負担軽減を図っていくことが求められている。警察庁では、令和7年3月にマイナンバーカードと運転免許証の一体化^(注3)の運用を開始したほか、遺失物関係手続のオンライン化^(注4)の全国展開、オンライン化を実施する行政手続の拡大、反則金の納付方法の多様化等に向けた取組・検討を進めている。



マイナ免許証で住所変更ワンストップサービスの利用開始手続をしている状況

注1：93頁参照（第2章）

2：運転免許に関するデータ等を取り扱うシステム

3：173頁参照（第5章）

4：93頁参照（第2章）

6 留置施設の管理運営

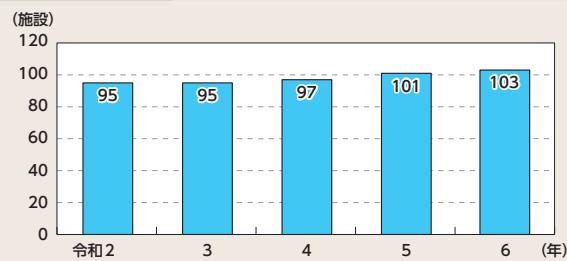
(1) 留置施設の管理運営

令和6年4月1日現在、留置施設は全国で1,006施設（収容基準人員^(注1)2万757人）が設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進しており、月に2回の健康診断の実施、健康に配慮した食事の提供、冷暖房装置の整備等のほか、次のような取組を行っている。

① 女性被留置者に対する適切な処遇

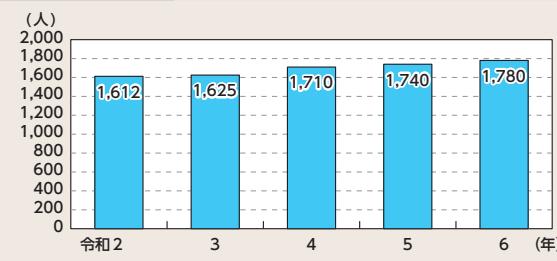
警察では、女性被留置者に対してより適切な処遇を行うという観点から、女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する女性専用留置施設の設置を推進している。また、留置施設への女性警察職員の配置を進めるなど、物的及び人的基盤の整備を進めている。

図表7-11 女性専用留置施設数の推移
(令和2年～令和6年)



注：各年4月1日現在

図表7-12 留置業務に従事している女性警察職員数の推移(令和2年～令和6年)



注：各年4月1日現在

② 外国人被留置者に対する適切な処遇

警察では、外国人被留置者向けに、複数の言語の告知書^(注2)を用意しているほか、被留置者の信仰する宗教を踏まえた食事の提供を行うなど、言語や宗教等の違いに配慮した処遇に努めている。

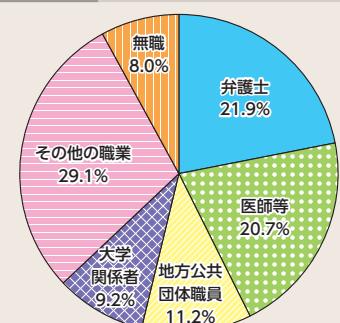
③ 留置施設に対する巡察

警察庁では、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年度全ての都道府県警察の留置施設に対し計画的な巡察を実施している。また、都道府県警察では、巡察の結果等を踏まえて、留置施設の運営の改善を図っている。

④ 留置施設視察委員会

留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から構成される機関として、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）が、都道府県警察本部及び方面本部に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者（警察署長等）に意見を述べるものとされ、留置業務管理者は、委員会からの意見を踏まえ、留置施設の運営の改善を図っている。また、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。

図表7-13 留置施設視察委員会委員の職業別割合
(令和7年1月1日現在)



全国合計 251人
(うち女性 98人)

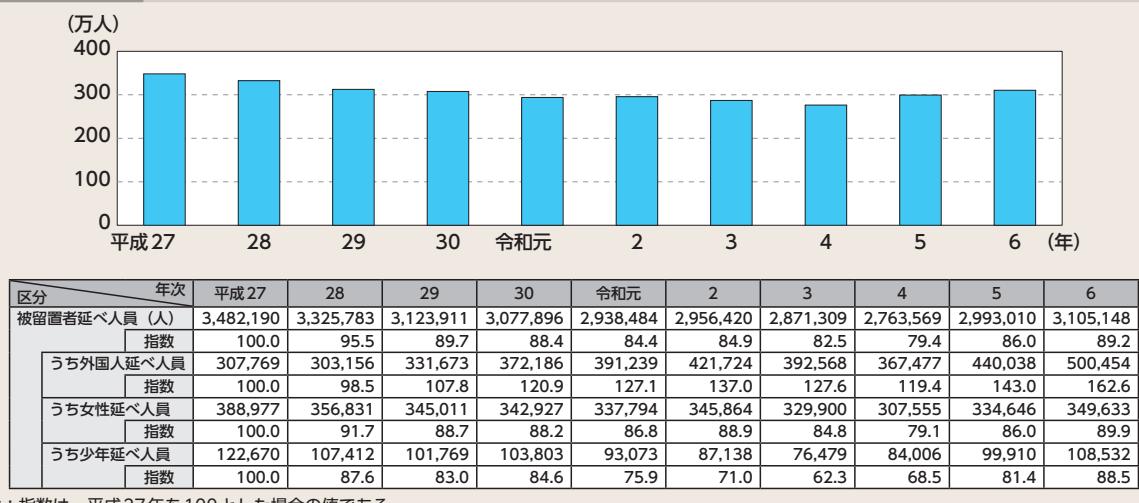
注1：留置施設の定員数

2：留置の開始に際し、留置施設での処遇について説明するための書面

(2) 被留置者の収容状況

被留置者の年間延べ人員の推移は、図表7-14のとおりであり、留置施設の収容率^(注)の推移は、図表7-16のとおりである。留置施設においては、一時的に過剰な収容状態となる場合が依然としてあることから、警察では、警察署の建て替え等に際して十分な規模の留置施設を整備したり、拘置所等刑事施設への早期の移送を要請したりするなどして、収容力の確保を図っている。

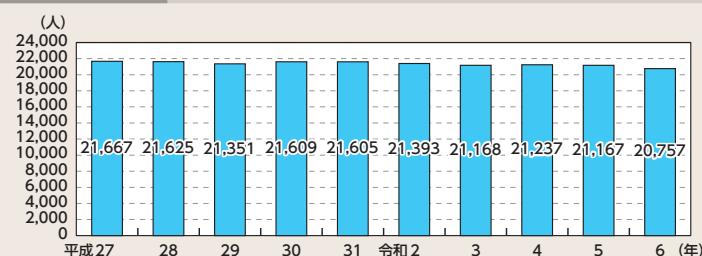
図表7-14 被留置者延べ人員の推移（平成27年～令和6年）



注：指数は、平成27年を100とした場合の値である。

留置施設の整備に当たっては、被留置者の居室を並列に配置し、居室前面の一部に遮蔽板を設けたり、留置施設内の風通しや採光に配慮したりするなど、被留置者のプライバシー保護や人権に配慮した設計を取り入れている。

図表7-15 留置施設の収容基準人員の推移(平成27年～令和6年)

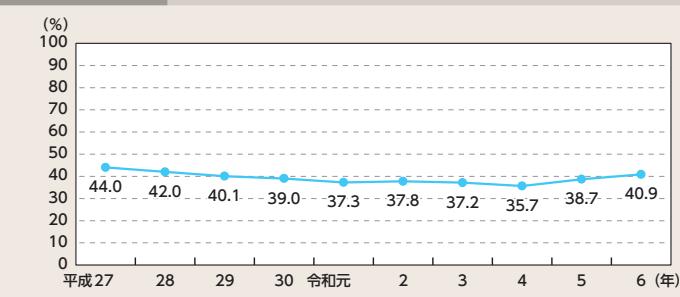


注：各年4月1日現在



留置施設内の状況

図表7-16 留置施設の収容率の推移（平成27年～令和6年）



注：年間平均値



留置施設内（浴室）の状況

注：留置施設の定員数に対する被留置者の割合

7 皇宮警察本部の活動

警察庁に附置されている皇宮警察本部は、天皇皇后両陛下及び上皇上皇后両陛下並びに皇族殿下方の護衛のほか、皇居や赤坂御用地等の警備等を行っている。

① 天皇及び上皇並びに皇族の護衛

天皇皇后両陛下及び上皇上皇后両陛下並びに皇族殿下方の安全を確保するため、皇宮護衛官のうち、側衛官が、皇居、御所等はもとより、国内外において御身辺の直近で護衛に当たっている。

令和6年中は、天皇皇后両陛下が英国を御訪問になった際等に、海外に側衛官を派遣し、御身辺の安全を確保した。

② 皇居、御所等の警備

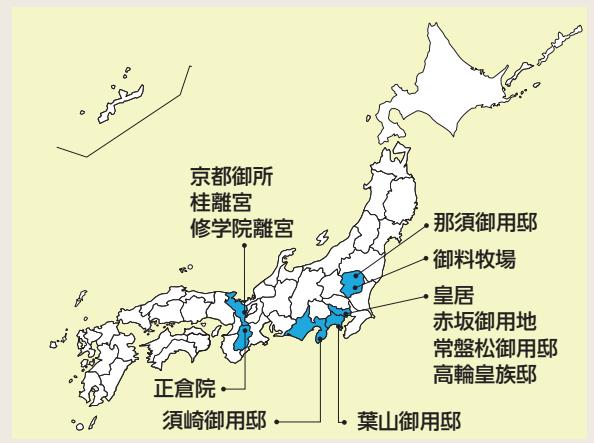
皇居、赤坂御用地、各御用邸、京都御所、正倉院等の安全を確保するため、主に6都府県^(注1)において警戒警備活動を行っている。

令和6年中は、天皇誕生日一般参賀等が行われた際、所要の体制を確立し、不法事案及び雑踏事故の未然防止に万全を期した。

③ 国賓等の護衛

国賓として来日した外国要人の皇居参内や、信任状の捧呈に伴う特命全権大使の皇居参内に際して、騎馬、サイドカー^(注2)等で護衛に当たっている。

図表7-17 皇宮警察本部の活動地



図表7-18 護衛警備を実施した主な行事（令和6年）

2月23日	天皇誕生日一般参賀
3月23日～31日	春季皇居乾通り一般公開
4月23日	春の園遊会
10月30日	秋の園遊会
11月26日	故崇仁親王妃百合子喪儀
11月30日～12月8日	秋季皇居乾通り一般公開

memo

皇室護衛官の制服

皇宮護衛官の制服には、通常の制服のほかに、國賓の皇居参内や宮殿行事等に際して側車儀衛、騎馬儀衛及び儀仗に従事する職員等が着用する儀礼服、園遊会や警察関係行事等における演奏に際して音楽隊員が着用する音楽隊員服、天皇皇后両陛下の地方行幸啓等に際して護衛に従事する白バイ隊員が着用する交通乗車服等を場面に応じて使用している。

また、皇宮護衛官の制服の警笛つりひもの色は「ワインレッド」である。この色は、皇宮護衛官の赤心（偽りのない心）を表しており、崇高な使命に対する思いが込められている。



皇宮護衛官の制服

注1：栃木、東京、神奈川、静岡、京都及び奈良

2. 側車付大型自動二輪車

8 | 研究機関の活動

(1) 警察政策研究センター

警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、様々な治安上の課題に対する調査研究を進め、政策提言を行うとともに、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動している。

① フォーラムの開催

警察政策研究センターでは、関係機関・団体と連携し、国内外の研究者・実務家を交えて社会安全等に関するフォーラムを開催している。



フォーラムの開催

図表7-19 フォーラムの開催状況（令和6年度）

開催月	フォーラムのテーマ	基調講演者
令和7年2月	経済安全保障をめぐる現状と課題	東京大学先端科学技術研究センター特任講師 井形 杉
令和7年3月	オンラインカジノをめぐる現状と対策	警察庁生活安全局保安課風俗環境対策室長

CASE

令和7年3月、公益財団法人日工組社会安全研究財団との共催により、「オンラインカジノをめぐる現状と対策」をテーマとするフォーラムを開催した。専門家及び警察庁の職員による講演・パネルディスカッションが行われ、活発に意見交換がなされた。また、同フォーラムは特設サイトにおいてオンデマンドで配信された。

② 大学関係者との共同研究の推進

警察政策研究センターでは、大学関係者と共同して研究活動を行っている。これまでに、例えば、テロ等の各種治安事象への対策を講じるに当たって、国民の自由と安全をいかにバランス良く保障していくかについて、慶應義塾大学大学院法学研究科との間で、憲法学的見地からの共同研究を行っている。

③ 大学・大学院における講義の実施

警察政策研究センターでは、警察政策に関する研究の発展及び普及のため、京都大学法科大学院・公共政策大学院、中央大学法学部・総合政策学部、東京大学公共政策大学院・法学部、東京都立大学法学部、法政大学法学部及び早稲田大学法科大学院等に職員を講師として派遣し、警察行政や社会安全政策論等に関する講義を実施している。



大学・大学院での講義

警察政策研究センターでは、海外で開催される国際的な学術会議に参画し、日本警察に関する情報発信を行っている。また、韓国警察庁警察大学治安政策研究所、フランス高等治安・司法研究所及びドイツ・フライブルク大学安全・社会センターとの間で協定を締結し、警察に関する国際的な学術交流を実施している。

⑤ 海外調査研究員の派遣

警察政策研究センターでは、海外調査研究員を海外の大学・大学院や行政機関等に1年間派遣し、警察に係る外国の法制度等について調査研究を行っている。令和5年から令和6年にかけて、6人を英国等に派遣し、自動運転の実用化に向けた法整備等をはじめとする最新の海外の取組について調査研究を行った。

(2) 警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、警察に係る情報通信に関する研究を行っており、その成果は、犯罪捜査の効率化や警察における情報通信システムの整備に活用されている。

例えば、犯罪捜査等の効率化のため、防犯カメラ等に記録された低照度・低画質な画像の鮮明化技術等の画像処理に関する研究を行っている。



画像処理に関する研究

(3) 科学警察研究所

科学警察研究所は、最新の科学技術に基づき警察活動を支えるため、警察庁に附置されている研究機関である。その業務は、科学技術を犯罪捜査や犯罪予防に役立てるための研究、その研究成果を活用した鑑定・検査及び都道府県警察の鑑定技術職員に対する技術指導を行うための研修という三つの柱から構成されている。

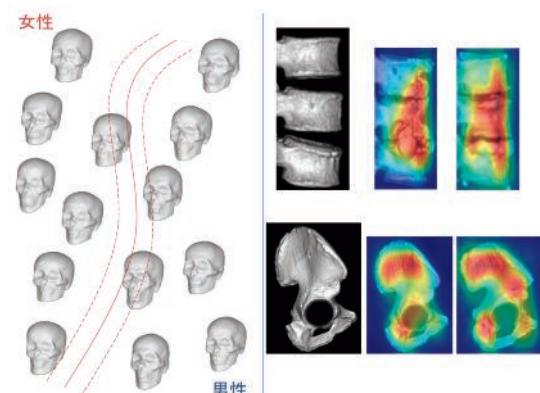
① 犯罪捜査等のための研究

科学警察研究所では、犯罪捜査をはじめとする警察活動への実用化の観点から科学技術の研究を行うとともに、鑑定等に利用する技術、資機材等についての検証等を行っている。科学警察研究所の研究によって確立・実証をされた知識や技術は、犯罪捜査における鑑定・検査に活用されており、DNA型鑑定、違法薬物の分析、画像解析、ポリグラフ検査、プロファイリング等を通じて、事件の解明、被疑者の検挙等に貢献している。

研究例

全身死後CT画像からの自動性別年齢推定システムの開発

遺体の身元確認においては、遺体の性別と年齢をできる限り正確に推定する必要がある。本研究では、死因究明のために撮影される全身死後CT画像に記録された骨格を資料とした、ディープラーニング（深層学習）等の機械学習による性別・年齢推定法の開発を行っている。また、学習用資料を増やして精度を向上させることを目的として、死後CT画像の解析を自動化するソフトウェアの開発も進めている。

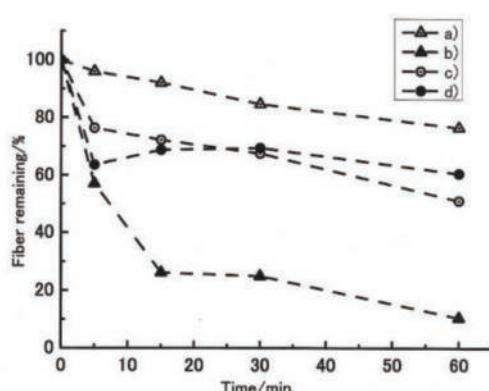


左：サポートベクトルマシンによる頭蓋骨の性別推定（イメージ図）
右：深層学習による年齢推定における関心領域（上：腰椎椎体、下：寛骨）

研究例

単纖維の指掌への付着と脱離に関する研究

痴漢事犯の捜査では、被疑者と被害者との接触を裏付けるために、被疑者の指掌に付着していた単纖維と被害者の着衣の纖維との異同識別が行われるが、事件発生から被疑者の検挙、試料の採取までの間に相当数の単纖維が被疑者の指掌から脱落していると予想される。そこで、蛍光染色した木綿の単纖維を被験者の指掌に移行させた後、4つの異なる条件（指掌を覆うポリ袋の有無、指掌や他の物体との接触を避ける注意の有無）で指掌に残留する単纖維の数を計測した結果、指掌をポリ袋で覆った場合には、被験者の意識や行動に関係なく60分後でも50%以上の単纖維が指掌に残留した。このことから、被疑者の指掌に付着した証拠物としての単纖維を長時間保持し、他の纖維による汚染を防ぐ目的で、付着単纖維の検査が行われるまで被疑者の指掌をポリ袋で覆うことが望ましいと判断された。こうした知見も踏まえつつ、今後も痴漢事犯の適切な捜査を支援していくこととしている。

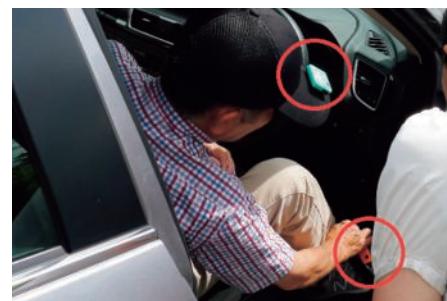


指掌に残留する単纖維の数の計測結果

研究例

高齢者を対象とする運転技能検査の効果的な活用に関する研究

高齢運転者の重大事故の発生が相次いでおり、高齢運転者の交通事故防止は喫緊の課題である。そこで、令和4年に導入された、一定の違反歴のある75歳以上の運転者を対象とする運転技能検査の実施状況を把握し、運転技能と交通事故や交通違反に関連する要因を分析することで、運転技能検査の効果的な活用方法や高齢者の安全な運転継続の支援といった高齢運転者の交通事故防止のための研究を行っている。



センサを取り付けての運転技能の評価

② 鑑定・検査

科学警察研究所では、ミトコンドリアDNA検査^(注)、薬物プロファイリングによる異同識別等の高度な専門的知識や技術が必要とされる鑑定や、火災の再現実験等の特殊な設備や技術が必要とされる鑑定を実施している。また、偽造通貨及び銃器の弾丸・薬きょう類については、全て科学警察研究所が資料の鑑定を行っている。

③ 法科学研修所における研修

科学警察研究所に置かれている法科学研修所では、主に都道府県警察の科学捜査研究所及び鑑識部門で勤務する職員を対象として、鑑定・検査及び鑑識活動に必要となる専門的知識に関する研修を行っている。また、国内外の大学、研究機関等に、研修生をおおむね3か月から6か月までの期間にわたって派遣し、専門性を高めるための研究に従事させることによって、新たな鑑定手法の開発等に役立てている。

注：細胞核ではなく、細胞内のミトコンドリアに存在するDNAの塩基配列を分析する検査。同配列は、男女を問わず母親の配列と同一となるため、母子や兄弟姉妹間の比較に有効とされる。

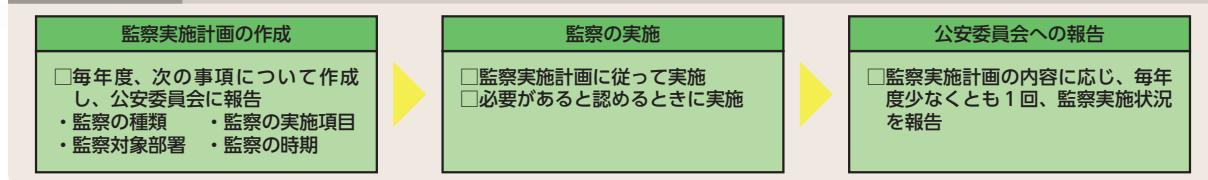
1 国民の期待と信頼に応える警察

(1) 監察の実施と苦情を活用した業務改革の推進

① 監察

警察庁及び都道府県警察では、その能率的な運営及び規律の保持に資するために、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、厳正な監察を実施している。

図表7-20 監察に関する規則（平成12年（2000年）国家公安委員会規則第2号）



令和6年（2024年）度中、警察庁においては、都道府県警察等に対して監察を実施し、適正な業務管理と非違事業防止対策の推進状況及び留置管理業務の推進状況について指導するなど業務改善を図った。

② 苦情を活用した業務改革の推進

都道府県警察では、職員の職務執行に対する苦情に誠実に対応するとともに、個々の苦情やその傾向を踏まえて業務改善を図るなど、苦情を活用した組織的な業務改革を推進している。

(2) 適正な予算執行の確保

警察では、適正な予算執行を確保するため、次のような取組を行っている。

① 警察が行う会計監査

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査手法に改善・工夫を加えながら、一層適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

令和6年度中、警察庁においては、警察庁内部部局、附属機関、地方機関及び都道府県警察のうち、87部署を対象に会計書類の点検を行うとともに、捜査費の執行に直接携わった捜査員840人を含む1,591人に対して聞き取りを実施するなどした。

② 会計業務の改善に係る取組

警察庁では、会計業務の改善に関する取組を全庁を挙げて推進するため、関係職員から構成される警察庁会計業務改善委員会及び外部有識者から構成される警察庁会計業務検討会議を開催して、行政事業レビュー、調達改善の取組等を通じ、会計業務の改善に努めている。

2 国民に開かれた警察活動

(1) 警察署協議会

警察が地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際しては、地域住民の意見、要望等を十分に把握するとともに、地域住民の理解と協力を得ることが必要である。

このため、原則として全国の全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が地域住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。

memo

～地域社会全体での自転車乗車用ヘルメットの着用促進対策～ (宮崎県宮崎南警察署協議会会長 藤田和人)

宮崎南警察署協議会は12人で構成され、それぞれの職場や地域における活動を生かした意見や要望を述べています。宮崎市内は自転車利用者が多いのですが、ヘルメットの着用が努力義務となったにもかかわらず、依然として高校生以上のヘルメット着用率が低いことから、全年齢層への自転車乗車用ヘルメット着用促進についての提言をまとめ、宮崎南警察署に提出しました。この提言を受けた警察署の呼び掛けにより、地域の高校生たちが主体となって「自転車乗車用ヘルメット着用促進7校協議会」が設立され、生徒たち自らがアイデアを出し合い、「12月を着用強化月間とすること」や「ホームルームでヘルメットの効果や重要性を広報すること」といった具体的な取組を決定し、それぞれ活動を行いました。

さらに、宮崎南警察署は地域企業の中から「自転車乗車用ヘルメット推進モデル企業」を指定するなど社会全体での認知拡大にも努めており、警察、協議会、学校、そして地域が一体となることで、この取組が地域の未来を守る重要な基盤となったと実感しています。

今後も連携を深めながら、安全で安心な地域社会の実現を目指してまいります。



7校協議会の様子



高校生の取組状況

(2) 情報公開制度

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、窓口を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を受け付けるとともに、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

図表7-21

令和6年度中の開示請求等の件数
(情報公開)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	12	9	3	0
警察庁	699	200	257	58

注：前年度から繰り越した請求に対して決定を行ったもの、開示請求の受理後に請求が取り下げられたもの、請求に対する決定が次年度以降に繰越しとなったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なっている。

(3) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報等の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報を適正に取り扱うこととしている。また、窓口を設置し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を受け付けている。

図表7-22

令和6年度中の開示請求等の件数
(個人情報保護)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	5	4	0	0
警察庁	91	3	23	56

注：前年度から繰り越した請求に対して決定を行ったもの、開示請求の受理後に請求が取り下げられたもの、請求に対する決定が次年度以降に繰り越しどとったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なる。

(4) 政策評価

国家公安委員会及び警察庁は、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を策定し、同計画に基づき策定した政策評価実施計画に従って、毎年度、政策評価を実施し、評価書等を警察庁ウェブサイトにおいて公表している。

令和6年度は、図表7-23のとおり、9の業績目標について目標管理型の政策評価を実施した^(注)ほか、令和元年6月に成立した成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い新設又は緩和された規制について、事後評価を実施した。

また、政策評価の実施に当たっては、警察庁政策評価研究会を開催し、政策評価や警察行政に知見を有する有識者の専門的な意見を取り入れることで、客観性の確保に努めている。

図表7-23 政策体系（国家公安委員会・警察庁）



注：図表7-23中、背景が灰色の業績目標について、目標管理型の政策評価を実施

第3節

警戒の空白を生じさせないための組織運営

1 警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針

サイバー空間や先端技術の利用の拡大、人口構造の変化等、我が国の社会情勢が大きく変化し、また、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化する中、警察は、こうした変化が国内の治安情勢に与える影響を見極め、直面する治安課題に的確に対処していく必要がある。

そのためには、日々の組織運営に当たり、安い前例踏襲や部門間の縦割り等を排するとともに、少子化に伴う就職適齢人口の減少、地方の過疎化と都市部への人口集中、人々の働き方の変化等を踏まえつつ、有限である警察組織内部のリソースを一層効果的に活用するための取組を推進する必要がある。

こうした認識の下、令和5年（2023年）7月、警察庁において、①部門を超えたリソースの重点化等、②能率的でメリハリのある組織運営、③先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化、④働きやすい職場環境の形成等を柱とする「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」を策定するとともに、同指針に基づき、「警戒の空白を生じさせないために当面取り組むべき組織運営上の重点」を取りまとめ、当面の最重要課題として「サイバー空間における対処能力の強化」、「匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化」、「特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化」、「経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化」、「要人に対する警護等の強化」、「ローン・オフェンダー等に対する対策の強化」及び「自転車その他の小型モビリティ対策の強化」の7項目を掲げているほか、業務の効率化・合理化のための取組として「警察署の業務見直し」や「交番、駐在所等の在り方の見直し」、「本部執行隊等の在り方の見直し」等を掲げている。

図表7-24 「警戒の空白を生じさせないための組織運営」において当面取り組むべき重点事項

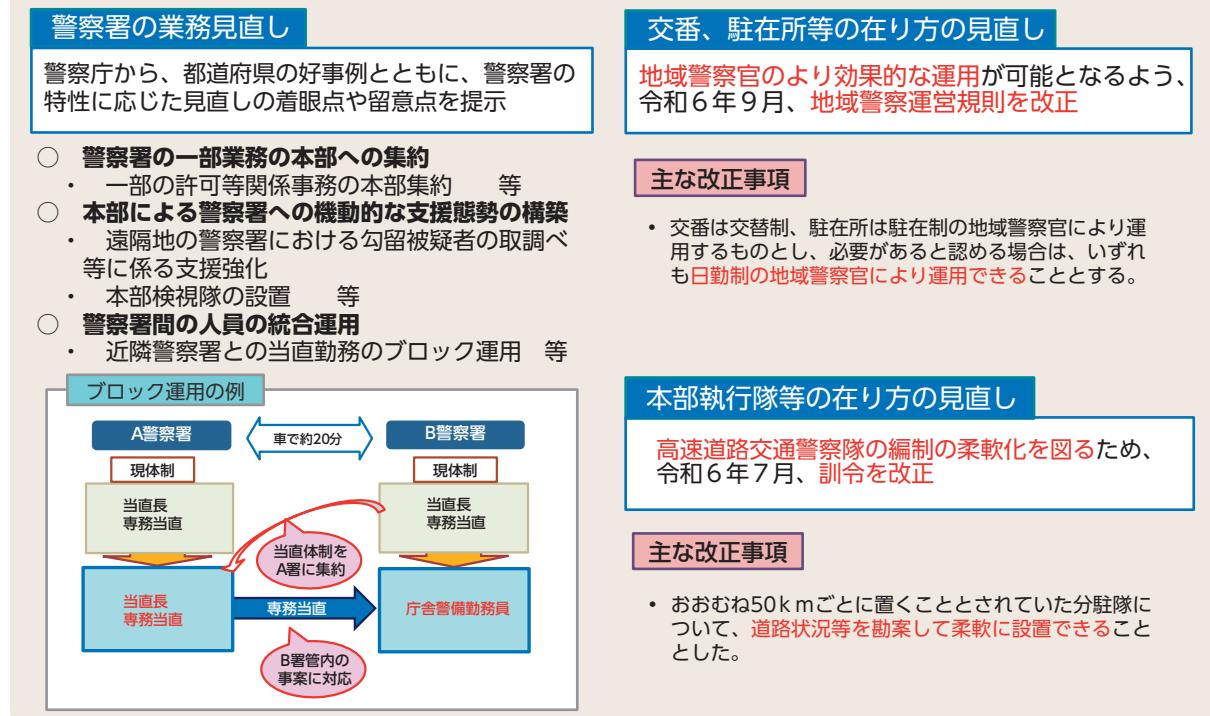
「警戒の空白を生じさせないための組織運営」において当面取り組むべき重点事項	
1 人的リソースの重点化等により体制を抜本的に強化して推進すべき事項	2 組織内的人的リソースを一層有効に活用するために業務の効率化・合理化のための見直しを行うべき事項
① サイバー空間における対処能力の強化 <ul style="list-style-type: none">高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に対処するための体制の拡充警察官の計画的人材育成、技官のキャリアパスの見直し等による警察組織全体のサイバー対処能力の向上	(1) 情勢に応じた警察の活動拠点や所属の在り方等の見直しを検討するべき事項 <ul style="list-style-type: none">① 警察署の業務見直し② 交番、駐在所等の在り方の見直し③ 本部執行隊等の在り方の見直し
② 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化 <ul style="list-style-type: none">暴力団とは別に、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループに対する実態解明・検挙体制の構築保安部門と組対部門との連携強化による繁華街対策の強化	(2) 限られた人的リソースの有効活用の観点から業務の実施方法の見直しを検討するべき事項 <ul style="list-style-type: none">① メリハリのある地域警察活動の推進② 交通指導取締りや交通規制の在り方の見直し③ 交通事故事件捜査の在り方の見直し④ 引き当たり捜査への情報通信技術の活用⑤ 業務上過失事件等の捜査の加速化⑥ 保管場所標章関係業務の見直し⑦ 許可等関係事務の業務集約⑧ 廉務・会計業務の集約
③ 特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化 <ul style="list-style-type: none">捜査嘱託受理体制の強化を図るとともに、捜査連携の円滑化に向けた取組を推進	3 その他
④ 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化 <ul style="list-style-type: none">情報収集体制強化に向けた取組の加速化、外国语能力を有する職員を含む体制の拡充	(1) 広域的に行われる犯罪等に効率的に対処するための所属を超えた連携の強化 <ul style="list-style-type: none">① 効率的なサイバーパトロール等のための連携強化 等
⑤ 要人に対する警護等の強化 <ul style="list-style-type: none">訓練の高度化、警護員の機動的な運用のほか、必要に応じて体制を拡充	(2) 先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化 <ul style="list-style-type: none">① 留置管理業務の高度化 等③ 働きやすい職場環境の形成等
⑥ ローン・オフェンダー等に対する対策の強化 <ul style="list-style-type: none">情報収集、危険度評価、対応方策等、部門の枠を超えた対策の強化	
⑦ 自転車その他の小型モビリティ対策の強化 <ul style="list-style-type: none">交通部門と地域部門の連携による自転車等指導取締りの推進	

2

警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針に基づく取組の着実な推進

「指針」と「重点」に基づき、警察庁において、法律改正を含む各種の制度改正や第一線の業務の在り方に関する基準の見直し等を実施している。また、都道府県警察において、当面の最重要課題として掲げた7項目に関する大幅な体制の増強を行い、各種対策を強化するとともに、警察署の一部業務を警察本部へ集約するなど、業務の効率化・合理化のための取組を推進している。

図表7-25 業務の効率化・合理化のための取組



さらに、大規模災害における警察活動の高度化やSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進、組織的窃盗・盗品流通事犯対策の推進等、その時々の情勢の変化に的確に対応するための部門横断的な取組^(注)を推進している。

このほか、警察活動における暑熱対策として、ポロシャツ型の新たな夏服を導入したり、一定の場合にサングラスの着用を認めたりするなど、働きやすい職場環境の形成を図るための取組を推進している。

警察では、引き続き、国内外の諸情勢が変化する中において、治安事象への対応に警戒の空白が生じることのないよう、情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を強力に推進することにより、国民の期待と信頼に応える警察運営を図っていくこととしている。



暑熱対策の様子

注：大規模災害における警察活動の高度化については24頁（トピックスI）を、SNS型投資・ロマンス詐欺対策については2頁（特集）を、組織的窃盗・盗品流通事犯対策については36頁（トピックスIV）を、それぞれ参照

(1) 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

① ASEAN加盟国、G7各国等との連携

警察では、国際テロ対策、国際組織犯罪対策、サイバーセキュリティ対策等の分野において、外国治安機関等との協力関係の強化に取り組んでいる。

令和6年（2024年）8月には、ラオスにおいて、第14回ASEAN+3国際犯罪閣僚会議^(注)及び第9回日・ASEAN国際犯罪閣僚会議が開催され、テロ、サイバー犯罪、組織的な詐欺等の国際犯罪対策について議論した。また、同年10月には、イタリアにおいて、G7内務・安全担当大臣会合が開催され、国際組織犯罪対策やテロ対策等について議論した。



第9回日・ASEAN国際犯罪閣僚会議の様子



G7内務・安全担当大臣会合の様子

② 二国間等の連携

警察では、テロや組織犯罪等の国際的な犯罪対策において我が国と関わりの深い国の治安機関等との間で協議を行うなどして協力関係を深めている。

令和6年（2024年）5月には、東京において、警察庁長官と韓国警察庁長が会談を行ったほか、ベトナム公安省との間で第8回日越治安当局次官級協議を開催した。また、同年12月には、中国・眉山市において、中国公安部及び韓国警察庁との間で第7回日中韓警察局長級会議を開催した。



第7回日中韓警察局長級会議の様子

(2) 治安に関する国際約束の締結

刑事共助条約（協定）は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期すとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るものである。これまでに米国、韓国、中国、香港、EU、ロシア及びベトナムとの間で締結している。また、犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き、犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものであり、これまでに米国及び韓国との間で締結している。

注：ASEAN (Association of Southeast Asian Nations：東南アジア諸国連合) 加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する会議

(3) 国際協力の推進

① 海外の警察に対する支援

警察庁では、我が国の警察の知見や特性を生かすことができる国及び分野において、外務省やJICAと協力し、専門家の派遣や研修員の受入れを通じた海外の警察に対する支援を行っている。

ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

平成13年（2001年）以降、「インドネシア国家警察改革支援プログラム」を実施しており、国家警察長官アドバイザー兼プログラム・マネージャーを含む専門家を派遣し、交番制度の普及、現場鑑識活動等に関する協力を通じて、「市民警察活動^(注)」の全国展開を支援するなどしてきた。

令和4年10月からは、これまで培ってきた市民との信頼関係を基礎とした、官民連携の強化等による犯罪抑止対策の推進を支援しており、専門家として3人の我が国警察官が現地で活動している（令和7年5月末現在）。

イ 研修員の受け入れ

警察では、知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るために、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っている。令和6年中は、15課目の研修を実施し、アジア、アフリカ、中南米等の各国・地域から、警察幹部を含む184人の研修員を受け入れた。

② 国際緊急援助活動

我が国は、外国で大規模な災害が発生し、被災国政府又は国際機関の要請があった場合、被災地に国際緊急援助隊を派遣しており、警察も国際緊急援助隊の救助チームの一員として国際緊急援助活動を行っている。警察では、国際緊急援助隊の派遣に関する法律が施行された昭和62年（1987年）以降、延べ313人の隊員を延べ17の国・地域に派遣し、被災者の捜索・救助等を行った。



指紋照合鑑識研修の様子



犯罪抑止対策トレーニングの様子



救助訓練の様子（写真提供：JICA）

(4) 国際的な警察活動に関する基盤整備

警察では、警察大学校国際警察センターにおいて、言語別の語学研修や国際捜査、国際協力に関する研修の実施等により、通訳人となる警察職員や国際捜査、国際協力に知見を有する警察職員を育成しているほか、各都道府県警察においても、民間の通訳人の確保や世界各国・地域の文化・宗教、外国人等に係る各種制度等に関する理解を促進するための研修に積極的に取り組むなどして、国際的な警察活動に関する基盤整備を推進している。

注：地域住民との対話や地域社会との協働を通じ、市民の信頼を得ながら民主的に行う警察活動

警察活動の最前線



海外勤務で培ったコミュニケーションの姿勢

前 東南アジア所在の日本国大使館書記官（現 京都府警察本部総務部総務課）

渡辺 康行

私は3年間、東南アジアに所在する日本国大使館の書記官として勤務しました。現地では、相手国のカウンターパートとの関係構築が必須であり、表敬訪問を行うことが数多くありました。その際、年齢等の差があっても旧知の仲のような歓待を受けたのですが、裏を返せば、顔を付き合わせた親しい関係がない場合は業務が難航しかねず、国民性を理解した関係構築が業務遂行を左右することを実感しました。

特に注意を払っていたのは領事業務における邦人援護です。領事業務には、在留邦人の旅券や各種証明、在外選挙等に必要な手続といったもののほか、邦人を援護する業務があります。様々な理由で保護された邦人の帰国支援等を行うのですが、ケースバイケースで、常に臨機応変な対応が求められました。一方で、逮捕状が出ている複数の邦人を相手国当局が日本へ退去させる手続にも協力するなど、前例のない状況にも直面しましたが、相手国当局と緊密に連携しつつ任務を遂行することができました。

振り返ると、業務全般を支えていたのは、相手国の流儀を尊重したコミュニケーションの積み重ねによる人間関係でした。困難に直面した際、カウンターパートの笑顔と助言に何度も助けられました。

現在は京都府警察と府議会議員との連絡・調整を行う業務に携わっていますが、海外勤務で培った人間関係に対する姿勢をいかし、府民の要望に応えていきます。



期待と覚悟

山梨県警察学校教務担当教務係

四條 亜美

私は、自分が教官になると決まったとき、現場の第一線から離れる寂しさと同時に、自分が県警の将来を担う警察官たちの第一歩の案内役になれることにワクワクした気持ちを感じました。

警察学校での訓練や授業は全て、その先にある現場において、県民を守り、犯罪に対峙するためのものです。厳しい現場が想定される中の訓練は、つらくないわけがありません。しかし、学生たちは自ら考え、必死に努力し、乗り越えて成長します。

教官が学生に教えることは、知識や技術だけではありません。

ここを卒業するまでには、県民や家族から期待されているのは何かを理解し、それに応える覚悟を決めた警察官に育てたい。

そして、第一線でこの仕事のやりがいを存分に味わってほしい。

自分が一生懸命教えた学生たちが、期待と覚悟を背負った警察官に成長し、第一線へ配属される姿を見ると、心の底からうれしい反面、彼らの背中を押す教官という仕事の重要性に身が引き締まる思いを抱きます。

「指導するからには、自らが学生の手本」。私自身も、教官としての覚悟を決めて、最大限のことを教えたいと思います。

